

平成29年度『優良建設工事等表彰』の 被表彰候補者を募集します

平成29年3月14日

広島県土木建築局技術企画課

広島県が発注した「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等業務」において「優良建設工事等表彰事務取扱要領（平成24年5月10日制定）」に定める基準等を満たす事業者（優良建設業者、優良建設コンサルタント）を募集します。

1 応募（申請）方法

- (1) 別紙1に定める要件を満たす事業者の自薦による「申請方式」とします。
- (2) 下記「3」で定める所定の様式（A4サイズ、片面印刷）を、「優良建設業者（又は優良建設コンサルタント）申請資料在中」の旨を記入した封筒に封入し、『簡易書留』により郵送してください。（持参は不可。）
- (3) 申請期間・期限は、次のとおりです。
平成29年4月3日（月）～平成29年4月14日（金） 県庁必着
- (4) 申請先（郵送先）は、次のとおりです。

〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局技術企画課 技術管理担当監 宛

2 申請状況の確認及び再度申請

- (1) 平成29年4月19日（水）を目途に、申請があった事業者の「商号又は名称」、「工事名」等を、下記「3（2）」に掲載しますので、必ず確認してください。
※申請事業者を掲載するのであって、被表彰者として選定された事業者ではありません。
- (2) 上記「1」の方法により申請したにもかかわらず、申請資料の不達等により、上記「2（1）」による掲載がされなかった事業者は、再度の申請ができます。
- (3) 再度の申請は、上記「1（2）」による『申請資料』と『簡易書留の差出人控え』を、持参により、上記「1（4）」へ提出してください。
なお、再度申請の期間は、次の期間の開庁時間（8時30分から17時15分）とします。
平成29年4月19日（水）から平成29年4月20日（木）

3 申請様式及び関係資料の掲載箇所

(1) 申請様式

表彰区分	申請に必要な様式
優良建設業者	「工－第1号」及び「工－第2号」(※1)
優良建設コンサルタント	「業－第1号」及び「業－第2号」(※1)

(※1) : 「記入例」のシートを参考に、広島県(※2)から受注した全ての建設工事(又は測量・建設コンサルタント等業務)について記入してください。

(※2) : 「広島県」とは、知事部局のほか、企業局、病院事業局、教育委員会、警察本部等を含み、公益的法人等(財団、公社等)は除きます。

(2) 掲載箇所

広島県の調達情報 (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>)

トップページ > 入札・契約制度 > 優良建設工事等表彰関係

【掲載情報】

- ・優良建設工事等表彰事務取扱要領
- ・申請様式(Excel)
- ・事業者申請状況
- ・過去の被表彰者一覧 など

4 その他

(1) 申請をしなかった事業者については、「優良建設業者」又は「優良建設コンサルタント」としての選考は行いません。

※「表彰状授与」、「総合評価落札方式での加点」、「入札参加資格認定における主観的事項での評価」等を行いません。

(2) 申請内容に虚偽等が認められた場合は、申請を無効とすることがあります。

(3) 表彰区分「優秀技術者」及び「特別表彰」については、申請のあったものを対象に県において選定します。

(4) 被表彰者に選定された事業者には、平成29年5月中旬～下旬に、郵送等により通知します。

5 お問い合わせ先

広島県土木建築局技術企画課(技術指導グループ)

(TEL) 082-513-3865(ダイヤルイン)

**表彰区分『優良建設業者』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- (1) 主たる営業所を県内に有すること。
- (2) 平成 28 年度に県へ引渡しをした最終契約額（税込）1,000 万円以上の工事において、業種別に定める基準点（84 点～86 点）※以上の成績評定点を付されたものがあること。
- (3) 平成 28 年度に県へ引渡しをした工事において、元請負人として 2 件以上の施工実績を有すること。
- (4) 上記「(3)」の工事において、成績評定点の平均点が 75 点以上であること。
- (5) 上記「(3)」の工事において、成績評定点が 65 点未満のものが無いこと。
- (6) 平成 28 年度に、「建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）」第 2（1）に基づき措置された指名除外期間の開始日が含まれていないこと。

※詳しくは、「優良建設工事等表彰事務取扱要領」の「別表 1」をご覧ください。

**表彰区分『優良建設コンサルタント』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- (1) 登記簿上の本店を県内に有すること。
- (2) 平成 28 年度に県へ引渡しをした最終契約額（税込）500 万円以上の業務において、85 点以上の成績評定点を付されたものがあること。
- (3) 平成 28 年度に県へ引渡しをした業務において、県と契約を締結した 2 件以上の受注実績を有すること。
- (4) 上記「(3)」の業務において、成績評定点の平均点が 75 点以上であること。
- (5) 上記「(3)」の業務において、成績評定点が 65 点未満のものが無いこと。
- (6) 上記「(3)」の業務において、広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式試行要領等に基づく総合評価落札方式を適用した業務で受注者が提出した技術資料に不履行がないこと。（ただし、発注者からの指示によるものは除く。）
- (7) 平成 28 年度に、「建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）」第 2（1）に基づき措置された指名除外期間の開始日が含まれていないこと。